政令第百八十四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

第十一条第二項中「附則第二項」を「附則第二条」に改め、同条第五項中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第二条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第二条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号。第三項において「平成二十八年改正法」という。）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（同項において「法」という。）第四十条第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定（以下この条において「第四十条第二項第二号指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三条の規定の例により、第四十条第二項第二号指定の申請をすることができる。

2　主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により第四十条第二項第二号指定の申請があった場合には、この政令の施行前においても、第四十条第二項第二号指定をすることができる。この場合において、当該第四十条第二項第二号指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

3　前二項の規定の施行の際現に社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十三号）による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定（平成二十八年改正法第五条の規定による改正前の平成十九年改正法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号の規定による学校又は養成施設の指定に係るものに限る。）の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりされている当該新指定は、それぞれ第一項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定の申請又は前項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定とみなす。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十五号

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十八条第二項及び第三十四条、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十六条の二及び第八十九条第一項、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二条第三項第七号、第十五条第二項及び第十八条並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条―第七条）
附則

第一章　関係政令の整備

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）

第十三条の二　法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

一　当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員

二　前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

三　前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四　前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

五　当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの